

第4回
長崎市宿泊税検討委員会
【補足資料】

令和2年8月
理財部
文化観光部

課税要件の検討(補足資料)

ア 納税義務者の検討P1
イ 特別徴収義務者の検討P2
ウ 税率(税額)、免税点の検討P3
エ 課税免除の検討P4
オ 課税期間の検討P5
カ 特別徴収交付金の検討P6
キ 入湯税の制度の検討P7

課税要件の検討（補足資料）

課税要件の検討

ア 納税義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税客体	<p>東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 	<p>大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊) 	<p>京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) 	<p>金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊) 	<p>倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊) 	<p>福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊) 	<p>福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) 	<p>北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

課税要件の検討

イ 特別徴収義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

課税要件の検討

ウ 税率(税額)、免税点の検討

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	
施行時期	平成14年10月1日	H29年1月1日 条例施行時	R元年6月1日 改正条例施行	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	
税率	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊または一部屋一泊の	一人一泊につき	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊につき	
	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州内の宿泊施設は50円 ※その他新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	150円	
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
【参考】	~7千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	150円	150円
	7千円 ~1万円未満	非課税	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	150円	150円
	1万円 ~1.5万円未満	100円	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	150円	150円
	1.5万円 ~2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	150円	150円
	2万円 ~5万円未満	200円	300円	300円	500円	500円	※2万円の場合 400円	200円	450円	150円
	5万円~	200円	300円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	200円	450円	150円
税 収	27億円 (H30年度決算)	7.6億円 (H30年度決算)	20億円 (改正後平年度見込)	45.6億円 (平年度見込)	7.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)	15億円 (平年度見込)	18.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)	

課税要件の検討

エ 課税免除の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生。	なし	なし	なし



○京都市(「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申」より)

・修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考えます。

○金沢市(平成30年3月定例会本会議答弁より)

・宿泊事業者団体の要望も踏まえ、修学旅行等に対する課税免除を設けないこととしました。ただ、若い方たちに来ていただくことは大変大切な視点であると思いますので、修学旅行、スポーツ合宿等につきましては、別途、支援措置を講じることにより対応していきたいと考えています。

※金沢市は修学旅行等に対する伝統文化体験に係る支援、部活動等の合宿に対する補助事業を平成31年4月より開始している。

○倶知安町(「倶知安町法定外税に係る有識者会議議事録」より)

・北海道やひらふエリアは特に人手不足だと言われており、インターシップ生を呼んでおり、このエリアで就職していただきたいということでやっている中で、こういった制度に対しては考慮が必要だということ。

課税要件の検討

才 課税期間の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年、 その後は5年を目 途に見直しを行う	同左	同左

課税要件の検討

カ 特別徴収交付金の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>【交付上限額】 100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%)</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%)</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%)</p> <p>(※の交付率は平成29年度から5年間の特例措置)</p>	<p>納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%)</p> <p>【交付上限額】 令和元年度(5か月分) 833,000円 令和2年度以降 200万円</p>	<p>納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%)</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%)</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%)</p> <p>(※の交付率は令和元年度から5年間の特例措置)</p>	<p>納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%)</p> <p>※交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに3.5%。(令和2年度から6年度まで)</p> <p>【交付上限額】 200万円</p>	同左	同左

(注) 交付上限額: 1団体あたりの年間金額

課税要件の検討

キ 入湯税の制度の検討

1 用途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用。

2 課税客体(納税義務者)

鉱泉浴場における入湯行為(鉱泉浴場における入湯客)

3 課税免除

12歳未満の者、市内居住の65歳以上の者、市内居住の身体障害手帳等の所持者、学校が教育上行う修学旅行の参加者等。

4 徴収方法

特別徴収・・・鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、納入する。

※長崎市の特別徴収義務者(令和元年度) 6事業者(宿泊・日帰りとも・・・3事業者、宿泊のみ・・・1事業者、日帰りのみ・・・2事業者)

5 長崎市の税率(※標準税率 1人1日につき 150円)

宿泊の入湯者 1人1日につき 150円 日帰りの入湯者 1人1日につき 30円

年度	28年度		29年度		30年度	
	入湯客数	調定額	入湯客数	調定額	入湯客数	調定額
宿泊	6.9万人	1,030万円	12.9万人	1,940万円	15.9万人	2,380万円
日帰り	30.1万人	900万円	28.8万人	860万円	27.3万人	820万円
合計	37.0万人	1,930万円	41.7万人	2,800万円	43.2万人	3,200万円

※入湯客数は課税対象者の数。

【参考】 ○京都市、金沢市、北九州市の税率 ・宿泊の入湯客 1人1泊につき 150円 ・日帰りの入湯客 1人1日につき 100円 ○福岡市の税率 ・宿泊の入湯客 1人1泊につき 150円 ・日帰りの入湯客 1人1回につき 50円
--

※京都市、金沢市、北九州市は宿泊税導入に伴う改正なし。
福岡市は宿泊の入湯客について50円に改正。

※宿泊税を創設した場合、温泉宿泊施設への宿泊行為に新たな負担が生じる。